

# 学校保健

THE SCHOOL HEALTH No.198

(財)日本学校保健会

生涯を通じて、豊かな心をもち  
たくましく生きる子どもの育成  
-学校・家庭・地域の連携をとおして-

第43回全国学校保健研究大会の主題  
(平成5年度 大分県)



## 環境問題と学校薬剤師

(財)日本学校保健会 副会長 松尾 学

平成4年6月に「学校環境衛生の基準」が35年ぶりに改訂され、局長通知として示された。今回の通知先が学校教育法に示される学校の全ての設置者であることと、学校における検査の実施が義務化された点に大きな特長があり、さらに各学校の実態と地域の環境に応じた幅広い環境衛生活動を求めている。したがって学校保健会の学校環境衛生調査研究委員会において、各専門委員により学校教職員用の手引作成に取り組んでいる。

近年地球規模での環境汚染が国際的に重要な課題として論議されるようになった。わが国においても公害が社会問題としてさわがれた歴史をもっている。学校薬剤師も学校保健法に明記された職務として、地道に大気や水質汚染に取り組み環境改善に努力してきた。

学習指導要領・学校環境衛生基準の改訂を機に、新たな視点で健康教育への協力と、保健管理の充実を図り、児童生徒が自ら環境を考える知識の普及に一層の活動を期待する。



(財)日本学校保健会刊  
「地域学校保健委員会」のしおり  
表紙より転載

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 学校経営と学校環境衛生          | … 2 |
| 「学校環境衛生の基準」<br>改訂の主旨 | … 3 |
| 学校薬剤師の活動             | … 4 |
| Q & A                | … 5 |
| 北から南から               | … 6 |
| 保健会だより               | … 7 |

会報をよくするために、読者のご意見を求めています。お葉書をお寄せください。

# 学校経営と学校環境衛生

福島県福島市立野田小学校長  
福島県学校保健会福島支部長

岡田貞夫

## 学校教育と学校環境衛生

近年、学校生活を活性化するため、学校建築や学校環境にも変化がみられるようになった。しかし、一方社会情勢や生活環境の変化は、児童生徒の心身の発育発達や学習能率の向上に好ましくない影響をもたらし、学校生活や健康安全を脅かしている。

したがって、学校の環境を健康的に維持し、また、必要に応じて改善を図ることは、学習能率を高め健康の保持増進をうながし、教育の効果を高める上で必須の条件であり、教職員や学校薬剤師の方々の職務の一つでもある。

学校経営は、児童生徒の教育活動の改善と充実を図ることであり、教育機能と管理機能を最も効果的に動かすことである。児童生徒が健康的な環境のもとで快適な学校生活を送り、効果的な学習活動を行うことが大切である。校長は、学校経営の責任者として、学校環境衛生の重要性を深く認識し、これに適切に対応した経営を進める必要がある。

## 学校環境衛生活動と校長

学校保健活動にかかる関係者には、保健主事、養護教諭、学級担任などのほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などいろいろな立場の人があり、学校として組織的な保健活動（学校環境衛生）を展開するためには、校長の的確なリーダーシップの發揮が望まれる。

校長は、学校保健関係法令、通達、基準等や職務内容を保健関係者及び全職員に周知徹底するための方策を実施し、管理・指導の充実を図るようにすることが大切である。それには、保健主事や養護教諭の企画立案と協力が不可欠である。

## 校長が推進すべき環境衛生の主なもの

- (1) 学校環境衛生活動計画の作成（保健安全計画に含まれる）
- (2) 実施計画（細案）の作成
- (3) 環境管理と環境教育の調和
- (4) 組織活動の推進と保健医療及び地域との連携
- (5) 学校環境衛生活動の実践指示

- (6) 学校薬剤師及び関係機関に検査依頼
  - (7) 検査・点検及び事後措置・処置の対応
  - (8) 予算の確保と教育委員会等との折衝
  - (9) 緊急事態発生時の対処
- などが考えられる。

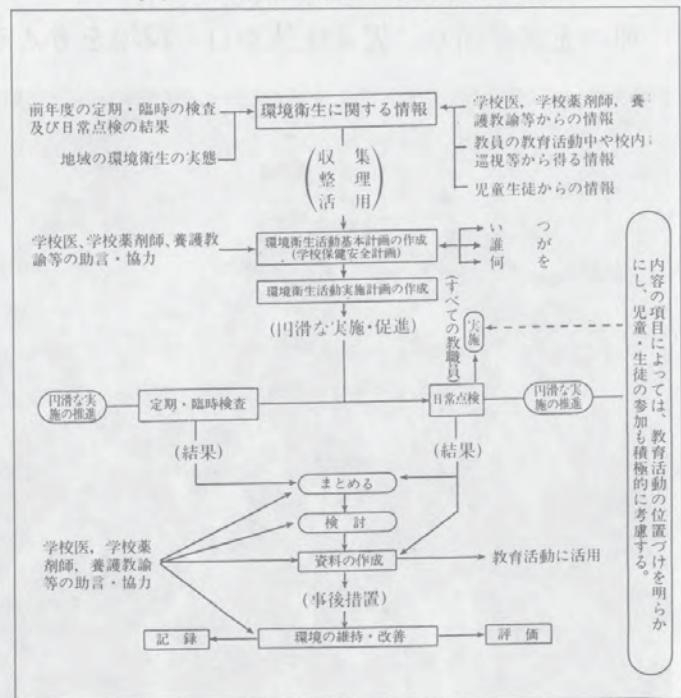
## 「新基準」に基づく学校環境衛生活動の進め方

学校においては、児童生徒の健康、学習能率及び発育発達の促進等を図るために文部省体育局長通知「学校環境衛生の基準」に示される内容項目について、定期・臨時の検査及び日常点検という方法により実態を把握し、それぞれの実態に対応した措置及び処置を行うことが必要である。

もちろん、これら一切の環境衛生活動は校長の責任のもと、学校の全ての教職員（非常勤職員である学校医、学校薬剤師を含める）が、それぞれの職務の特性を生かし校務分掌等により、役割を明確にし、学校経営（教育と管理）のなかで計画的にこれを進めなければならない。

これらの学校環境衛生活動の進め方の基本は、次のようにまとめられる。

## 学校環境衛生活動の進め方の基本



# 児童生徒の健康と学習能率を高め、生命を守るために —「学校環境衛生の基準」の改訂の主旨—

前 静岡 大学 教授 国崎 弘  
学校環境衛生調査研究委員会 委員長

## 1. 児童生徒の学校生活、学習活動と学校環境

児童生徒が登校後、集団生活を営みながらさまざまな学習活動を進めていく学校環境は、それらの発育・発達や健康に悪い影響を与えるようなものであってはならない。また、学習の効果を高めるために役立つような状態維持することが必要である。とくに、最近、著しく発展している文明社会は、すばらしいものがある一方で、人間の生存や健康に新たな問題が生じている。(人間が、人間として生きていくための環境に対する行動や、環境教育の必要性と重要性)このようなことから、学校環境を保健的に維持し、また必要によっては改善を図る「学校環境衛生活動」の必要性と重要性が高まっている。

## 2. 「学校環境衛生の基準」の改訂の必要性

学校環境衛生活動を効果的に推進することは、学校経営のうえから不可欠かつ重要なものであることから、学校保健法第2条、第3条に実施の規定がありまた、この法令の規定を具体的に実施するため、同法施行規則第22条の2から4までに、学校環境衛生活動として行うべき内容と実施の基本的方法(定期及び臨時検査、日常点検)が示されている。これらの法令に基づいて、具体的にこの活動を進めるため昭和39年に「学校環境衛生の基準」(文部省体育局長通知)が行政の指導指針として示された。学校においては、この「基準」に基づいて活動が行われてきた。

その後、「基準」が通知されてから30数年が経過し、①科学技術の進展や学校を取り巻く環境が大きく変化してきた。②学校環境衛生に関連する公衆衛生法令等が改訂されてきている。③環境が人間の生存や健康に大きな影響を与えることから環境を保健的に保つことの重要性が増してきている。以上のことから、平成4年6月にこの「基準」が改訂された。

## 3. 「学校環境衛生の基準」の改訂の主旨

今回の「基準」の改訂の最も基本的なものは、法令的な性格が変わったことである。それは「旧基準」は、先述したように国の行政の指導指針であったが(通知先が、都道府県教育委員会教育長であること及び通知文内容)今回の改訂の1つは、通知先が、学校教育法に示される学校の全ての設置者であること。2つめは、通知文に示されているように「本基準に

基づき学校における環境衛生検査及びそれに基づく事後指導の徹底を図る…(後略)。また、「基準」の本文の目的に、「この基準は、学校保健法に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理を適切に行い…(後略)」と示されていることから、「基準」は、学校保健法及び同法施行規則の実施通知そのものとなったことである。

次に、「基準」は、学校における定期検査及び臨時検査は、主に学校薬剤師を中心として行い、日常点検は、教職員が行うことから、その実施の実態に即して内容が構成されていることである。(第1章、第2章及び第3章)

3つめには、学校環境衛生の内容にかかわりのある公衆衛生法令はできるだけその内容が尊重されていることである。(照度、飲料水、水泳プール等々)

4つめには、「基準」の内容の現代化が図られたことである。

その主なものをあげると

- ①多くの内容項目についての検査回数が増している。
- ②新たな内容項目として「排水」が示された。
- ③照度が机上で200ルクス、黒板が300ルクスとなり、コンピューター教室の机上は500~1,000ルクスとされた。
- ④教室等の空気のうち、一酸化炭素は、10 ppmとされた。
- ⑤飲料水については、水道法の基準によることとし、とくに、水道水以外の井戸水等の管理が強化された。
- ⑥学校給食は、「検食」と「保存食」について明確化と強化を図るとともに「検収、鑑別、受取、保管」についての管理を強化した。
- ⑦水泳プールについては、「水素イオン濃度」を新たに内容として示すとともに「腰洗い槽」の活用について弾力化を図った。
- ⑧ごみの処理においては、「リサイクル」の規定を示した。

さらに、日常点検については、内容をわかりやすく示し、具体的に実施しやすくしたことである。

# 学校環境衛生と学校薬剤師の活動

日本学校薬剤師会常務理事 杉下順一郎

## はじめに

今日、地球規模での環境が問われているが、まず身近な環境について考えてみることが大切である。ヒトが一生を通して、心身ともに健やかで、生きがいを持って生活することが願いである。幼児、児童、生徒（子供達）の時から学校保健活動を通して、一貫した正しい知識の習得と実践が必要である。

## 学校と学校薬剤師

今回の学校環境衛生の基準は地域の特性などによって管理方法の弾力化がみられ、他の教職員と共に協調的な活動ができるようになった。定期検査を行った事項について、基準値を守り、事後措置を講ずることが義務づけられたことによって、今迄以上に学校環境衛生の整備が進むであろう。したがって学校薬剤師の行う定期検査については広い視野から学校環境衛生の基準をふまえて指導助言を行ない、活動の場が与えられたと同時に職務が重くなったといつても過言ではない。

学校薬剤師は校長の命によって、学校保健委員会に参画し、決定された計画に基づいて活動することになっている。

教科には水、光、空気など環境の基本的事項の検査方法など具体的に記述されている。また、体験的学習として特別活動があり、学校環境衛生は特に学校行事、学級活動の係り活動に関連が深く、学校薬剤師が指導助言する機会が多い。子供達が行う測定は教育活動であるが、教職員が行う日常点検は管理活動で、これらで得た資料を整理し、教育内容に添って活用しやすいものにすると教育効果も上がるし、環境に対する認識も深まる。この日常点検が学校薬剤師の行う定期検査につながってもよいし、逆に定期検査を行った後に日常点検を実施するなど、車の両輪であることが望ましい。

## 家庭と学校薬剤師

親と子の対話が少ないといわれているが、学校で学んだ正しい知識や実践を家庭でも実行できるようすることである。

“学校だより”“保健だより”などを通して学校行事の事柄が保護者に配布され、種々注意事項が記され

て大変参考になっていることと思われる。シンナー遊びが麻薬、覚醒剤につながり社会問題化するなども親子共に共通の話題として接するよい機会である。また、ゴミの問題についても、分別、リサイクルなど家庭内で責任をもたせて手伝わせることは大変有意義なことである。

ハイキングなどでゴミの持ち帰りは、飲料水の水源汚染の原因になることを知り、親子共に環境にやさしく、汚さないように心掛け、よい地球の環境を次代に残す第一歩であることを教え、習慣化すれば素晴らしいことである。

## 地域社会と学校薬剤師

日本の高齢化社会に対応するために、文部省では文教施設と福祉施設の併設や、生涯教育の面からも開かれた学校ということから、学校の施設の開放も近い将来実施されることになろう。

また、厚生省の地域医療の面から地域医療計画の中に学校保健対策として、新学校環境衛生の基準に基づく学校環境衛生の整備として項目が記載されている。したがってここでも地域性を考慮した環境衛生の基準化、安全な環境づくりの整備が必要になってくる。

最近、公的機関が中心となって、保健教室、保健講座など心身の健康と共に環境に関する催しも多くなってきている。医師会、歯科医師会の先生方の協力を得ながら積極的に参画することも大切である。

学校薬剤師は諸検査等で会得した情報を基にして地域に密着した環境の問題について専門的に講話などすることは職能の役目であると信ずる。

## おわりに

今日の多様化した情報社会では一寸したことで混乱を惹起しかねない。数字だけがややもすると独り歩きする危険がある。自然界にない化学物質が生活を豊かにしている反面、微量ではあるがヒトの生態系にも影響を与えていた。種々の専門的な情報を得る立場にある一人として、できるだけ正しく、子供達や地域の人々に理解できるように伝えていきたいと活動している。

# Q&A -学校保健活性化のための-

**Q 学校環境衛生活動をより一層活性化するための、学校保健安全計画の望ましい姿はどうあるべきでしょうか。**

**A** .....日本学校薬剤師会副会長 種 村 玄 彦

学校保健法第2条にあるように、学校保健安全管理は計画的に進めなければなりません。起案者は保健主事が当たりますが、養護教諭またはその他の職員が担当する場合もあります。それまでの学校保健安全活動の評価を踏まえ、発展的に計画を練ります。事前に必ず、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を含む学校保健安全関係職員の意見を聞いておくことは、言うまでもありません。漫然と、それまでの計画の繰り返しではなく、必要に応じ意欲的に改めることをためらわず、より成果の上がる方向を目指します。計画案がまとめられれば、年度末の学校保健安全委員会にかけ、関係者が一堂に会して討議することが望ましく、さらに全職員による会議にかけ決定します。決定した計画は、非常勤の学校医等を含む全職員に配付しておかなければなりません。計画に入れる内容は、児童生徒等及び職員の健康診断・環境衛生検査・安全点検はもとより、総ての保健安全に係わる事項総てを含みます。年間計画だけでなく、月毎の計画も必要です。内容は形式にとらわれず、出来るだけ具体的に示す必要があります。

月間計画は、更に詳しく保健安全行事を進めるのに役立つよう取り決めます。

学校保健法施行規則第23, 24, 25条の、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の職務執行の準則の第1項第1号は、総て「学校保健安全計画の立案に参与すること」となっています。

再度学校保健法に戻りますが、第2条には「**学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない**」とあります。学校での保健管理の一つである環境衛生検査なのですから、しかも計画を立てこれを実施しなければならないのですから、当然学校保健安全計画に書かれていなければなりません。

学校として実施する環境衛生検査の、主な実施者として学校薬剤師が任命または委嘱されているのですから、学校で定めた計画によって活動するのは、当たり前のことです。

計画の中には、単に項目のみを掲載するだけでなく、その年度のねらいや留意点なども書き添えておけば、より分かりやすいでしょう。

さらに月間計画では、具体的な検査箇所、用意すべき機具や検査に必要な消耗資材、検査実施に当たる人員等についても明らかにしておきます。

また前年度以前の検査結果や指導助言を含む報告書を用意すれば、環境についての年次を追つた変化の状況や、事後措置の結果なども知ることができます。

学校薬剤師は、環境衛生検査実施のための計画立案に参与するだけでなく、より積極的な活動を心掛けたいものです。

環境衛生検査の結果についてのみ指導助言するのではなく、実施前の計画段階から、適切な助言が必要です。

さらに、学習指導要領等を踏まえ、検査結果を教育活動に役立つようにまとめ、各教科を担任する先生がたに提供して下さい。保健だより等にも奮って寄稿したり、資料提供を致しましょう。

**北から南から****21世紀に生きる児童生徒に託して**

山形県学校保健連合会会長 加賀山 正純

急激に変動する今日の社会環境は、子供達に多くの恩恵をもたらしている反面、小児成人病、心の問題、性の問題、交通事故等、新たな問題も生みだしております。わが山形県も例外ではなく、学校保健は新たな課題への対応の努力を、今まで以上に求められております。

学校保健の今日的課題に対応し、研究と実践を推し進めていくためには、二つの点が大事と思われます。第一には、色々な立場からの学校保健関係者との連携・協力による取り組みという視点。第二には、生涯にわたって変化する健康状態に連続的かつ柔軟に対応するという考えが大切だと思います。

21世紀に羽ばたく児童生徒が今ある健康状況から、さらに望ましいレベルに進んでいける基礎的な知識と習慣・態度を培うことは、学校教育の重要な目標であります。

このような現状を踏まえ、本会では次のような事業を進めてまいりました。

1. 学校保健研究大会の開催
2. 研修会・大会への派遣
3. 学校保健講演会
4. 広報普及活動
  - ・会報発行
  - ・学校保健図書のPR
  - ・視聴覚教材の購入及び貸出し
5. 学校保健功労者・団体の表彰
6. 研究委託事業
  - ・平成5年度 プール水の実態
7. インピーダンスオージオメータの購入と各地区保健会へ配置（4年～9年）

発足以来40年の本会は、児童生徒数の減少による財政の問題等を解決しながら、より積極的、開発的に課題に取り組まねばならぬことを認識し、新たな一歩を踏み出しております。

**虎の門(21)**

日本の高齢化は、他に例をみない速さで進んでいます。厚生省の統計によりますと、ほぼ12歳で生えそろった28本の永久歯は、むし歯、あるいは歯周疾患により、60歳で12本、70歳で20本、80歳になると、なんと24本が失はれ、全どのが義歯のお世話になっている現況です。老後が自分の歯で噛め

ない、話しくい、では折角の長寿も生きません。そこで我が国では「80歳になった時に自分の歯を20本保有して、何でもよく噛める」という「2020(ハチマルニイマル)運動」を展開しています。自分の歯で食べることは、食事の幅が広がり、栄養摂取の面からも好ましいことです。高齢者の食べる喜びは

**「自ら守り育てるこころとからだ」**

山口県学校保健連合会会長 松田昭正

この標題は、昭和42年山口県学校保健連合会が発足したときに掲げられたテーマである。

山口県学校保健連合会は、23都市学校保健会と14推進協力団体で構成され、児童生徒自らが自分の健康は自分で守ることをモットーに推進しようと各関係団体に働きかけたのである。とは言え、この徹底は難しく、根気よく、呼びかけや指導を今日まで続けてきたところである。

お陰様で今では、ほとんどの学校に保健委員会が設置され、各都市学校保健会を中心に活発な活動がみられるまでになっている。

また、山口県学校保健連合会の研究大会では、特定のテーマによる特別講演の他、県内を4ブロックに分けて順番に都市学校保健会の研修発表を行っている。

近年、急激な社会の変化や科学の発展に伴い、児童生徒を取り巻く環境も大きく変化し、また、疾病構造も大きく変貌し、う歯、近視、肥満、小児成人病などが問題となってきた。

中でも、生活様式や遊びの変化、基本的な生活習慣が身についていないなどからストレスに対する耐性が弱く、こころの悩みや体の不調を訴える児童生徒が増えていることは全国的な傾向である。

そこで、山口県学校保健連合会では、心の健康対策事業として、モデル地域を設け、その地域の中心校を核に、心の健康対策を推進している。

モデル地域では、アンケート調査や保健室利用、不適応生徒の現況・指導、講演会や学校保健委員会の開催や活動を通じ、地域内相互に連携して、着実に事業の推進を図っているところである。

**2020運動**

他のいかなることよりも大きく、健康で長生きするための必須条件で、老後の歯の健康は、からだの健康そのものと言えます。この目標達成は学校歯科保健の重要課題であるとともに、この間の保健指導の果す役割も極めて大きいと言えるでしょう。

(編集委員 石川行男)

## 日本学校保健会だより

# 平成5年度 全国学校保健研究大会・地域ブロック大会

## 第43回全国学校保健研究大会

1. 主題 生涯を通じて、豊かな心をもちたくま  
しく生きる子どもの育成  
—学校・家庭・地域の連携をとおして—

2. 期日 平成5年11月11日(木)・12日(金)

## 3. 開催地及び会場

開催地 大分県大分市

会場 全体会 大分文化会館

分科会 大分市内の12会場

| 大 会 名 (期 日)                             | 開催地 | 主 題  |
|---|-----|--|
| 第44回十三大都市学校保健協議会<br>〔5月23日(日)・24日(月)〕   | 川崎市 | 『21世紀を担う児童生徒の心身の健全な成長を育む学校保健の推進』<br>—自らの力で疾病を予防し、生涯にわたって健康管理に努める子どもの育成をめざして— |
| 第15回近畿学校保健連絡協議会<br>〔7月22日(木)〕           | 奈良県 | 各府県学校保健会から提出された課題に基づき研究協議する  |
| 第28回東北学校保健大会<br>〔8月4日(木)・5日(木)〕         | 山形県 | 「健康で安全な生活を、生涯にわたって<br>自ら実践できる幼児・児童・生徒の育成」                                    |
| 第39回中国地区学校保健協議大会<br>〔8月19日(木)・20日(金)〕   | 島根県 | 生涯を通じて、豊かな心を持ちたくましく生きる子どもの育成をめざして<br>—健康なライフスタイルの確立—                         |
| 第44回関東甲信越静学校保健大会<br>〔8月19日(木)・20日(金)〕   | 静岡県 | 生涯にわたり、自己の健康の保持・増進に<br>主体的に取り組む子どもの育成  |
| 第10回四国学校保健研究大会<br>〔8月19日(木)・20日(金)〕     | 愛媛県 | 「自ら健康なライフスタイルを確立する<br>児童生徒の育成をめざして」  |
| 第43回九州地区学校保健研究大会<br>〔8月23日(月)・24日(火)〕   | 佐賀県 | 健康な生活行動を自ら実践する児童生徒の育成  |
| 第40回北陸三県学校保健研究協議会<br>〔10月28日(木)・29日(金)〕 | 石川県 | 豊かな心でたくましく生きる児童・生徒の育成をめざして   |
| 第42回北海道学校保健研究大会<br>〔10月30日(土)・31日(日)〕   | 函館市 | 北国の風土に根ざし、生涯にわたって自らを鍛え、健康で安全な生活<br>を営む、心豊かでたくましく生きぬく子どもの育成をめざして              |
| 第14回東海ブロック学校保健大会<br>〔11月25日(木)〕         | 三重県 | 各県学校保健会から提出された課題に基づき研究協議する   |

試験紙ができる、尿中白血球検査。

エーモス尿検査試験紙尿潜血(A), プドウ糖, 蛋白質, 白血球

ライフスタイル

エーモス尿検査試験紙尿潜血(A), プドウ糖, 比重, 潜血(A), pH, 蛋白質, 塩酸酸度, 白血球

ネフロスティック®-L

体外診断用医薬品

エーモスは新しい切り健康をめざす

**ames**

**マイルス・三共株式会社**

東京都中央区銀座1丁目9番7号

販売元：

**三共株式会社**

東京都中央区銀座2丁目7番12号 TEL 03-3562-0411

# 健康へのひと粒

歯・骨を丈夫に…

ビタミンADを含んだ… 服用しやすい  
ゼリー状ドロップ剤

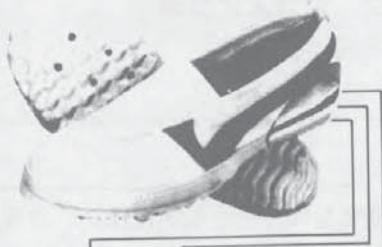


# カワイ肝油ドロップ



河合製薬株式会社

〒165 東京都中野区新井2丁目51番8号  
電話 03(3385)3111~7



アウトソール ミッドソール 中敷  
(ラバー) (衝撃吸収材) (ラバースポンジ)  
三層式ソール

## 教育(呼吸・吸圧)シューズ

日本学校保健会推薦 No. 817号

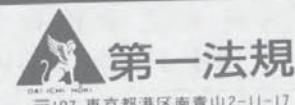
JESに学問を!

科学された教育(吸圧)シューズ!



日本教育シューズ協議会 TEL(0862)72-5463

## エイズに関する指導の手引



〒107 東京都港区南青山2-11-17

☎03(3404)2251/FAX03(3404)2269

(財)日本学校保健会 編 / 文部省体育局 学校健康教育課 監修

★B5判・80頁・定価800円(干支費)

エイズの正しい理解と対応指導のために小・中・高校ごとの授業展開例を豊富に収録。

## AIDS—正しい理解のために

■30部以上  
10部単位で  
承っております。

(財)日本学校保健会 編 / 文部省体育局 学校健康教育課 監修 ★B5判・80頁・定価50円(干支費)

文部省が初めてまとめた、高校生向けのエイズ啓蒙・指導用教材。カラーイラストを多用してエイズを解説。

この広告に掲載の書籍は、書店では取り扱っておりません。直接当社へお申し込みください。

心とからだについて、どれだけ知っていますか?



パート

## リブリオの♡コレクション[全8巻]

(財)日本学校保健会  
推せん図書 (882号)

- ①ねむりのための6章
- ④はらぺこのための38皿
- ②生まれるための9か月
- ⑤ほほえむための32本
- ⑥頭とからだと心の3重奏
- ③からだのための7色
- ⑥いのちのための14か条
- ⑧まなぶためのはじめの1歩

全8巻 摱定価19,364円

パステルカラーのイラスト満載!

リブリオ出版 〒112 東京都文京区小日向2-10-21  
☎03-3943-8885 FAX 03-3943-3540

日本水道協会が、うがい器では初めて型式承認!

## 300円自動うがい器

水道管に直結できるうがい器 低学年向きのサイズもあります。

日本学校保健会 推せん品

サラヤ株式会社 ☎(06)797-2525 東京サラヤ株式会社 ☎(03)3472-1521